

訪問看護及び介護予防訪問看護
訪問看護ステーション 福の里 花乃邸 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人朋寿会が開設する訪問看護ステーション 福の里 花乃邸(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が要介護状態(介護予防状態にあつては要支援状態)にあり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション 福の里 花乃邸
- (2) 所在地 名古屋市中村区牛田通1丁目1番地の6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従事者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員等 2.5名以上(常勤換算)
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし土・日・祝日、8月14日から8月15日及び12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察

- (2)清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3)食事や排泄等の日常生活の世話
- (4)褥瘡の予防・処置
- (5)リハビリテーション
- (6)カテーテル等の交換・管理
- (7)認知症患者の看護
- (8)ターミナルケア
- (9)療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- (10)その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1)次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル当たり30円を徴収する。
- (2)死後の処置料は、12,000円とする。
- (3)前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市中村区・中川区・西区・中区、海部郡大治町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)ステーションにおいて、看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4)上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 ステーションは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2)継続研修 年2回

- 1 看護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人朋寿会とステーションの管

理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。